

平成19年度山梨総合運輸株式会社輸送安全マネジメント実施計画書

項目	内 容	具体的な内容
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">経営責任者の責務と輸送の安全に対する基本的な方針</p>	<p>1、経営者の責務</p> <p>(1) 輸送の安全確保に関する最終的な責任を有するものとし、全社的な安全性向上の取組みを主導し、企業全体に安全意識の浸透を図る。</p> <p>(2) 輸送の安全を確保するため、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講ずる。</p> <p>(3) 経営管理の手法である計画、実施、評価、改善のサイクル実践により、継続的に輸送の安全性の向上を図るため、業務の実施及び管理の状況の適否を常に認識し、必要な改善を行う。</p> <p>(4) 安全マネジメントを担当する従業員の配置、指揮命令系統その他輸送の安全に関する責任ある組織体制を構築する。</p> <p>2、わが社の輸送の安全に対する基本的な方針</p> <p>(1) 全従業員に対し、輸送業務の安全こそ企業活動の原点であることを認識させ、その実現のため経営トップは企業活動を行う中で目標を明確に指示し推進する。</p> <p>(2) 輸送の安全に関する取り組み状況等の情報について、積極的に公表する。</p> <p>(3) 公共の道路を使用して仕事をしているという認識を常に持ち、運転に関する知識技能の研鑽に務め交通人身事故の防止を図る。</p> <p>(4) プロドライバーとしての自覚を高め、悪質運転（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許・無資格運転、過積載運行、最高速度違反、救護義務違反）を絶対させない。</p> <p>(5) 運行管理体制及び車両管理体制の充実強化を図り、法令に定められた運行管理及び車両管理が適切に機能するよう配慮する。</p> <p>(6) 現場の声を安全性向上策に継続的に反映させる等、全体の安全性を計画的に向上させる。</p> <p>(7) 社内外のあらゆる機会を利用し、研修・指導等により運転手の能力向上を図る。</p> <p>(8) 安全に対する基本的な方針及びそれに基づく目標・計画を従業員に周知徹底する。</p>	<p>・輸送の安全は当社事業運営の基本</p> <p>・安全は最大の顧客関心事である</p> <p>・顧客の協力も頂き、無理な運行はさせない</p> <p>社内の周知方法</p> <p>・社内掲示、点呼時の指導、緊急連絡表の配布と活用徹底</p>

項目	内 容	具体的な内容
基本方針達成の具体的な目標・計画	<p>1、目標の設定</p> <p>(1) 交通事故の減少目標</p> <p>ア、重大人身事故（第一当事者） ゼロ それ以外の人身事故 対前年度比 100 %減</p> <p>イ、物損事故 対前年度比 50 %減</p> <p>(2) 輸送の安全に関する投資額 車載運行管理機器の導入比率 今年度目標</p> <p>今年度（19年度）設置台数 5台 予算額 20万円</p> <p>2、目標達成のための計画</p> <p>(1) 運行管理体制の充実強化</p> <p>ア、適任者を育成し選任する。</p> <p>イ、経営トップは運行管理者の業務の実施状況について、その適否を適宜確認し指導監督する</p> <p>ウ、過労運転の防止を図るため、運行管理者に対して個々の運転手の拘束時間・運転時間・連続運転時間・休憩時間・休息期間等の労働時間等を把握管理させる。</p> <p>(2) 教育及び研修の充実強化</p> <p>ア、運転者等の年齢、経歴、能力等に応じて、教育内容を勘案し人材育成を図る。</p> <p>イ、安全マネジメントに係る要員への教育・研修を行う。</p> <p>ウ、教育・研修については、点呼等の機会を捉えて意思疎通を図るとともに、運転適性検査などから得られる運転手の特性や運行実態等を踏まえ、また並行して安全対策に対する運転者の提案も取り入れて進める。</p> <p>エ、運転者に対する教育・指導を計画的・効果的に実施するため年間の実施計画を定め推進する。</p> <p>(3) 運転者台帳を定期的に見直し補正して、運転者の安全管理に活用する。</p> <p>(4) 初任運転者の採用に際しては、初任診断を受診させるほか「運転記録証明書」を活用して個別指導する。</p> <p>(5) 平成19年度セーフティードライブコンテストに参加する。</p>	<p>その他の案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タコグラフによる運転指導 ・アルコールチェッカーによる点呼時チェックと記録 ・年一回、全運転者の「運転記録証明書」を取り寄せ個別指導に活用。 ・安全運転講習会を定期開催し、悪質違反防止に務める。 ・具体的推進目標は、1年間の活動成果を判断し、毎年度新目標を立て推進する。 <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>1、目標の達成状況</p> <p>(1) 交通事故の減少目標</p> <p>ア、重大人身事故（第一当事者）ゼロ</p> <p>それ以外の人身事故 100 %減</p> <p>イ、物損事故 対前年度比 50 %減</p> <p>(2) 輸送の安全に対する投資</p> <p>デジタルタコメーター 5台 40万円</p> </div>

項目	内 容	具体的な内容
	<p>(6) 貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク)の更新をする。</p> <p>(7) 輸送の安全に関する情報(事故事例・ヒヤリハット事例)を運転者等が共有するため事例の掲示及び事故防止研修会をタイムリーに開催する。</p> <p>(8) 交通事故、災害等が発生した場合の報告連絡体制(緊急連絡網)及び 指揮命令系統を定め、事故報告の内容が速やかに社内に伝達されるよう整備しておく。</p> <p>(9) 社内安全大会を定期的に開催する。</p>	
<p>的 確 な 実 施</p> <p>安 全 マ ネ ジ メ ン ト の</p>	<p>1、安全マネジメントを的確に実施し、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善の一連の課程を円滑に進める。</p> <p>2、安全マネジメントの徹底を図るため、本社・田富営業所及び小淵沢営業所が一体となって推進するよう、定期打合せを行う。</p> <p>3、庸車を行う際には庸車先の安全マネジメントを阻害することのないよう配慮するとともに可能な限り協力するよう努める。</p>	
<p>の 対 応 策</p> <p>事 故 発 生 時</p>	<p>1、重大事故・災害の発生、人身事故の連続発生及び悪質交通違反の取締りを受けた場合は、速やかに、原因を分析し、改善策を立て全社的に教育・研修を行い再発を防止する。</p>	<p>・対策会議には事故発生者を交えて実態に即した対策案を立て、実行する。</p>
	<p>1、輸送安全の基本方針を社内外に公表する。</p> <p>2、輸送安全に関する具体的な取組み目標を立案し、目標の達成状況を公表する。</p> <p>3、次のような行政指導・処分を受けた場合には、それらに対する措置並びに講じようとする内容を遅滞なく公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送の安全確保命令 ・ 事業改善命令 ・ 自動車その他の輸送施設の使用停止処分 ・ 事業停止処分 	

項目	内 容	具体的な内容
記録の管理	<p>1、マネジメントの実施状況がわかるように記録、保存する。</p> <p>輸送の安全に関する基本的方針、重点施策、目標の達成状況、その他輸送の安全に関する情報の記録など保存の方法を定め保存する。</p>	<ul style="list-style-type: none">・各種記録の保存期間は5年間とする。ただし、運転者台帳など法で定められているものは法に準拠し永年保存などの対応をおこなう。・管理部署は各営業所の責任者がおこなうこと。